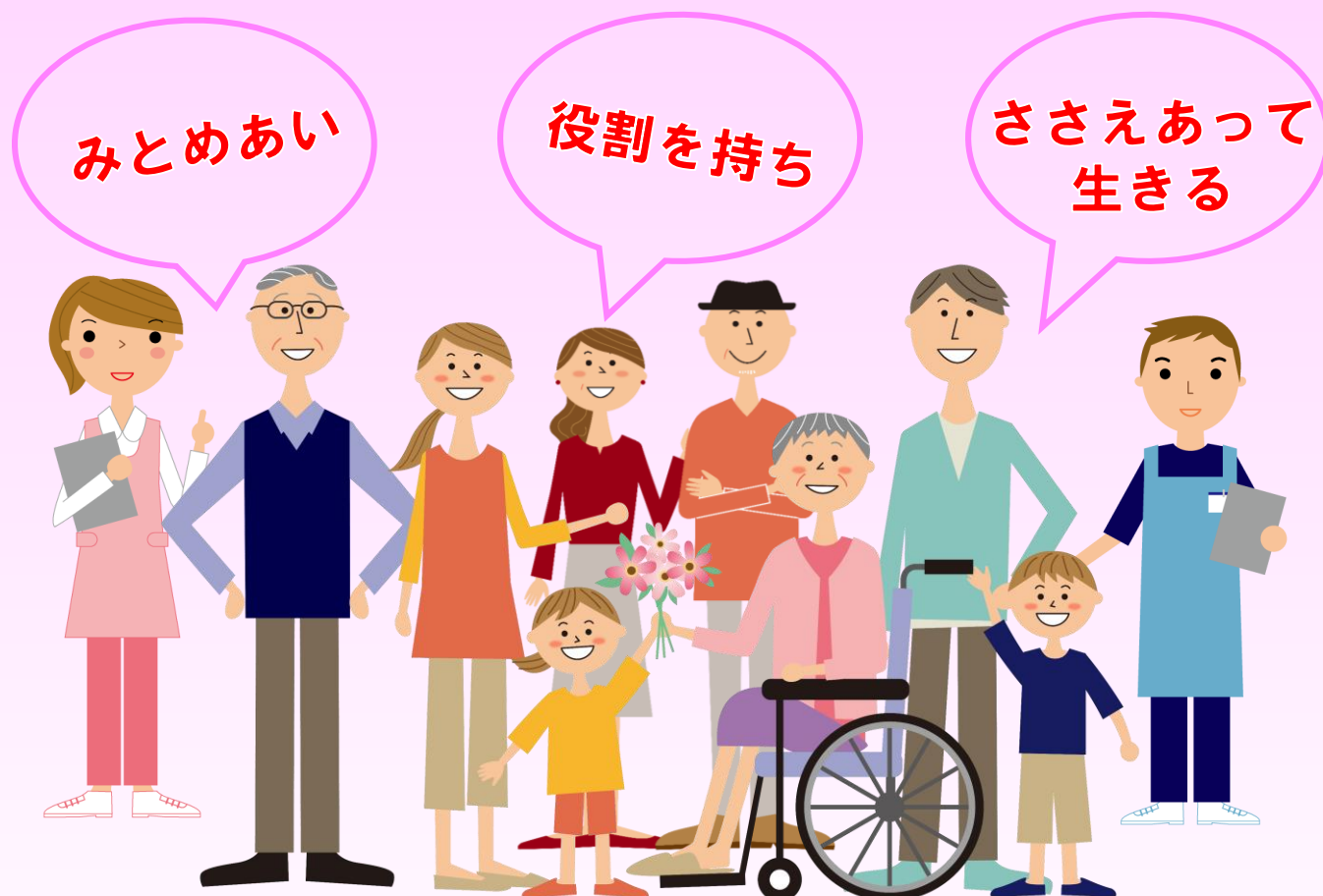


第5期 松本市地域福祉計画

第2期 松本市成年後見制度利用促進基本計画

第2期 松本市再犯防止推進計画

令和8年度～令和12年度



『誰も取り残さない地域共生社会』をともにつくる

地域福祉計画とは

少子化と高齢化が急速に進展するなかで、地域の担い手不足が深刻化し、社会的な孤立や、様々な困難を抱える方に対して、お互いに助け合える関係の重要性が増しています。

地域福祉計画は、子どもから高齢者まで、全ての人が住み慣れた松本で安心して暮らし続けられるようにするための計画であり、福祉サービスを充実させるだけでなく、地域の中で支え合いやつながりを大切に、困りごとを抱えたときにひとりで悩まず相談できる仕組みを整えることを目指しています。

この計画では、高齢者や障がいのある人、子どもや生活に困っている人への支援を横断的に位置付けるとともに、成年後見制度の利用促進や再犯防止の取り組みも含め、誰も取り残さない地域づくりを進めます。

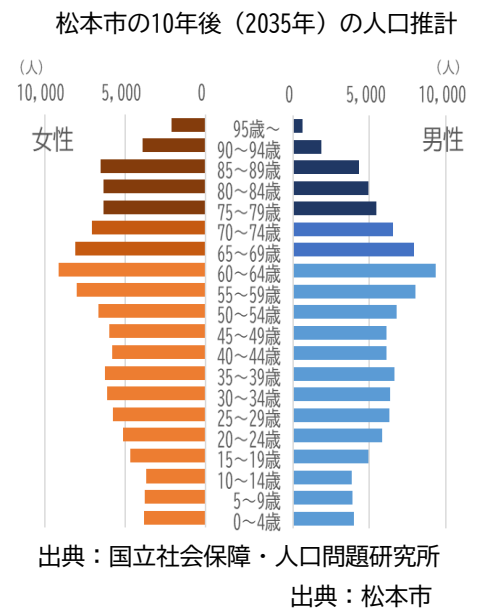
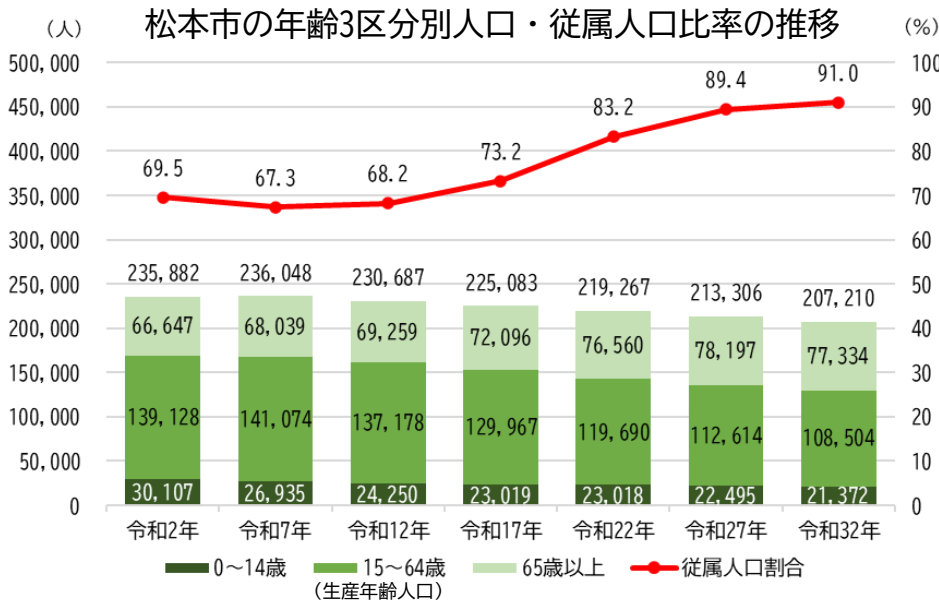
松本市の今

これまでの取組み

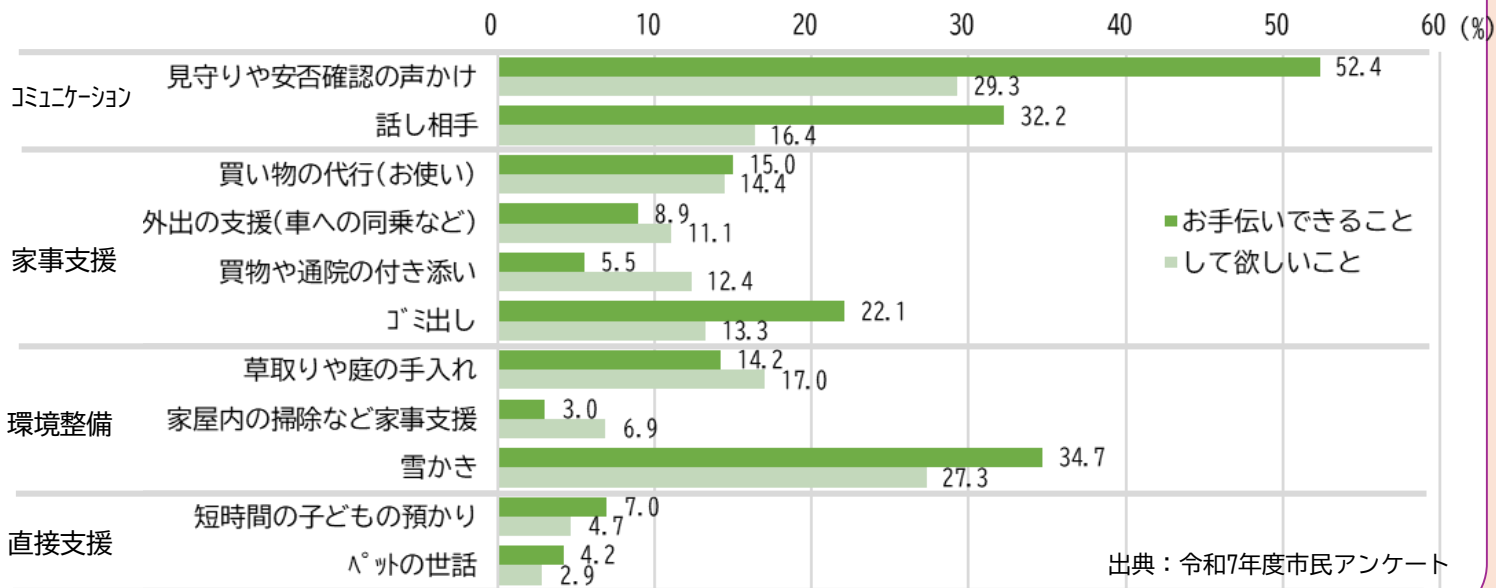
松本市ではこれまで、地域の中で支え合う仕組みづくりを大切にしてきました。その中心のひとつが、高齢者の介護予防や健康づくりの場として始まった市内35地区にある「福祉ひろば」です。いまでは世代を超えた交流や相談の場としても広がり、地域のつながりを支える拠点として期待されています。また、民生委員・児童委員や地域団体、社会福祉協議会などと連携しながら、見守りや居場所づくりを進めてきました。こうした積み重ねが、松本市の地域福祉の土台となっています。

地域福祉を取り巻く状況

75歳以上、特に85歳以上人口は今後も増加が見込まれます。
生産年齢人口が減り、支えられる世代の割合が高まっています。



令和7年度に行った市民アンケートでは、近隣の方が困難を抱えた時に「お手伝いできること」が、自分が困難を抱えた時に「お手伝いして欲しいこと」を上回った項目が多くありました。関係性やきっかけがあれば、支え合いにつながるといえます。



人口構造の変化に加え、地域活動の担い手やつながりの形も変わりつつあります。これまで築いてきた地域の力を生かしながら、こうした変化を踏まえ、分野横断的な支援体制の強化と地域の担い手育成を進める必要があります。

1 基本理念（スローガン）

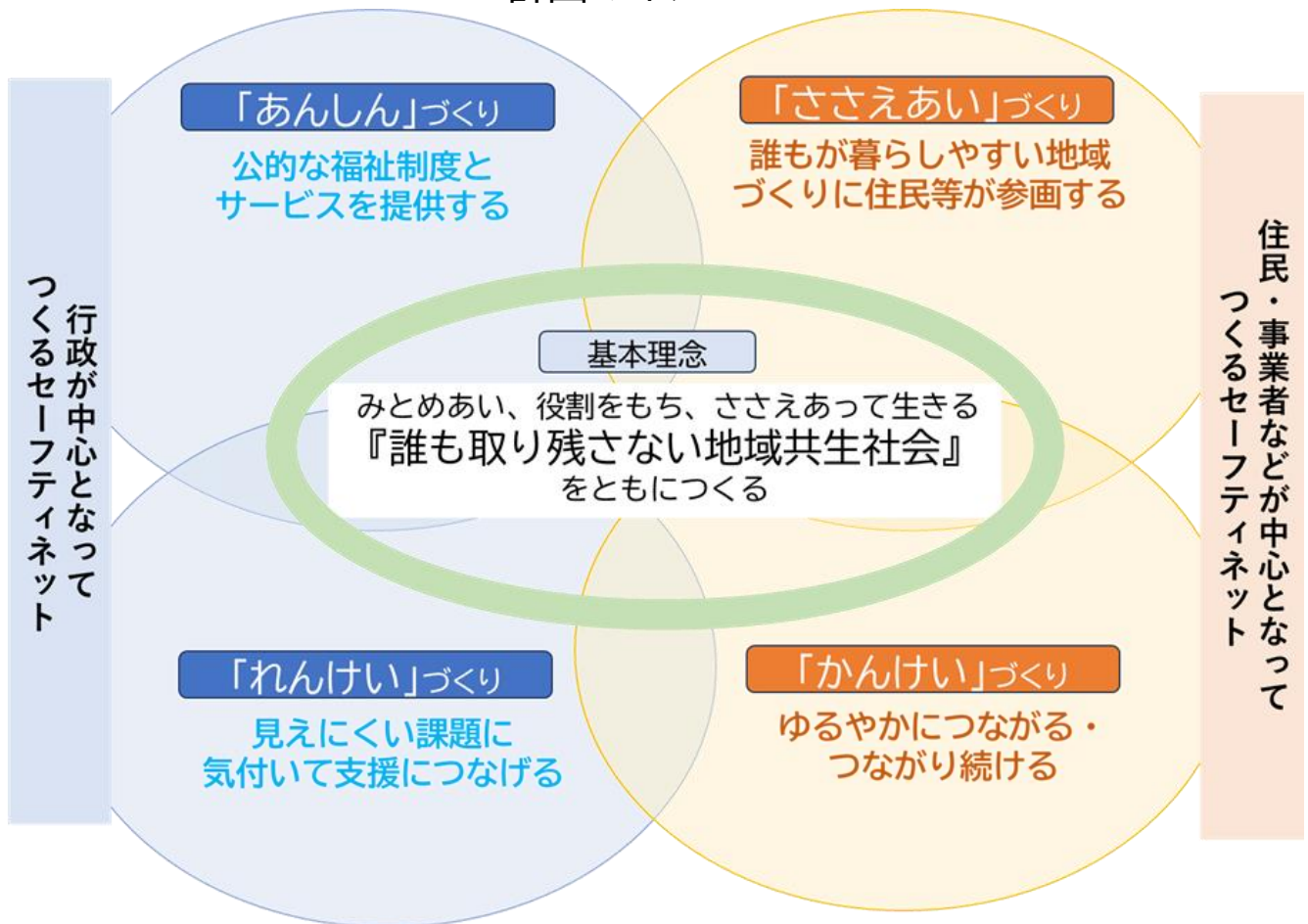
みとめあい、役割をもち、ささえあって生きる
『誰も取り残さない地域共生社会』を
とものにつくる

目指す姿 誰もが役割を持って、相互に支え合える地域へ

松本市が目指すのは、支える人と支えられる人をどちらかに分けるのではなく、誰もが地域の一員として役割を持ち、**ともに支え合いながら暮らしていける社会**です。

困ったときには**助けを求めることができ**、できるときには**誰かを支える**。そうした関係が自然に広がる地域を「地域共生社会」と呼びます。この計画は、制度や分野の枠を超え、**誰も取り残さない地域共生社会をつくっていくためのもの**です。

計画のイメージ



行政・住民・社協・企業・NPO等が協働することで、4つのセーフティネットを構築することを目指します。4つのセーフティネット、それぞれが機能し、連携することで、困難を抱えても安心して暮らせる、重層的な支援のある地域づくりを目指します。

基本目標 1 安心して暮らせるまちづくり

公的な福祉の提供と協働による支援体制の推進

松本市は、分野別・対象別の施策の中で、公共的なサービスを提供するだけでなく、住民や社会福祉法人、企業やNPOなどと連携して、地域において支え合いや見守り、交流の場や居場所づくりなどが実施されるように支援します。



施策ごとに指標を設定し、毎年度進捗を確認します。

松本市 地域づくり実行計画

松本市基本計画をはじめ、関連する個別計画と連携しながら施策を推進します。

地域

住民が主役
地域共生社会の実現

支援

市

第5期松本市地域福祉計画

第5期松本市地域福祉活動計画

社協


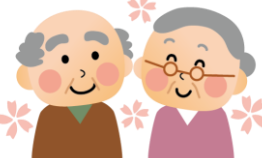




(市の役割)

- 施策の総合的な推進
- 地区関係職員及び社協職員の人材育成
- 推進体制の基盤づくり
- 企業・NPO等との連携、関係機関連携強化のための調整

(市社協の役割)

- 地域の活動推進
- 地区担当職員の専門性の向上
- 地区社会福祉協議会への活動支援
- 助成事業の提供と活用

施策の方向性

1	子ども・若者 支援の推進 	子どもの権利条例に基づき、「 <u>全ての子どもにやさしいまちづくり</u> 」の実現を目指します。誰もが安心できる環境の中で、 <u>健やかに自立した大人へ成長できるよう</u> 、家庭・学校・行政・支援機関が連携し、 <u>家庭や個人だけでは解決しにくい問題に対する支援を行います。</u> また、子どもや若者が成長過程でつまづくことがあっても、 <u>再挑戦できるような支援</u> を行います。
2	高齢者福祉 の推進 	高齢者が <u>生きがいを持って生活</u> するために、社会参加・支え合い・交流活動などを促進します。また、 <u>健康づくりや介護予防</u> に参加するための機会提供や啓発を行います。 同時に、 <u>介護保険サービスの提供基盤を確保</u> するとともに、在宅介護を支援するため、 <u>見守りネットワークや認知症対策</u> の強化を図ります。
3	障がい者福祉 の推進 	障がい者が <u>自立し、自分らしく生活を営む</u> ことができるよう、幼児期から将来を見据えた療育・教育を進め、 <u>障がいの状況に応じて個性や、可能性を育む</u> ことができるように支援します。 また、相談支援体制を強化することで、当事者の <u>望む生活や成長に向けて、サービスを適切にコーディネート</u> します。 <u>地域移行や一般就労を促進</u> するとともに、市民に対しても <u>共生社会の意識の浸透</u> を図り、障がい者の社会参加と活躍を支援します。
4	生活困窮者 支援の推進 	<u>生活困窮者の抱える課題</u> は、経済的な要因のほかにも健康、孤立・孤独、ヤングケアラー、8050問題などが <u>複合的に絡み合っています。</u> これらのニーズに対応できるよう、福祉・医療・就労支援など <u>関係機関との連携体制を強化</u> し、包括的かつ <u>継続的な伴走支援を推進</u> するとともに、困窮者の早期発見と多角的な支援によって <u>生活再建と社会参加を促進</u> します。
5	健康づくり の推進 	全ての市民が、 <u>いきいきと自分らしく健康に暮らし、誰もが健康を実感</u> できる地域の実現を目指します。子どもや若者、 <u>全市民が自分にあった健康づくり</u> に取り組める施策の展開、多様な生活様式、価値観、病気、障がいの有無によらない健康づくりを推進します。
6	多様性を受け入 れる文化 の推進 	松本市では、外国人住民を含めた市民全員が安心して暮らせる共生のまちづくりを進めています。 <u>国籍や民族、思想、言語や価値観などの違い</u> を持つ人々が、 <u>相互理解を深めていく</u> ことが重要です。多様な人々が地域に暮らすことで <u>地域の活力や魅力づくりにつなげていく</u> ことを目指します。
7	防災減災 の推進 	災害時に、高齢者・障がい者・妊産婦・乳幼児・外国人など配慮が必要な方々をはじめ、 <u>避難者一人ひとりが安全に避難し、避難先で健康を維持</u> しながら <u>尊厳ある生活を送り、安定した暮らしを取り戻すための備えと、その体制づくりが必要</u> です。特に、要配慮者の命を守るための平時からの取り組みとして、 <u>個別避難計画の作成、ささえあいマップづくり等</u> を支援し、 <u>推進</u> します。

基本目標2 誰も取り残さない仕組みづくり

包括的支援体制と地域づくりの推進

困りごとを抱えても、どこに相談すればよいか分からないため、支援につながらず、孤立してしまうといった状況をなくすことを目標とします。

分野を超えた包括的な相談体制を整え、支援が必要な人に寄り添う伴走支援や、誰もが役割を持ち、社会参加できる環境を整えるとともに困りごとを発見し、地域で支え合う地域づくりを推進します。

施策の方向性

包括的な相談支援体制の推進



初期相談体制の構築

困りごとを抱えた住民が、どこに相談していいか迷うことがなくなるよう、地域づくりセンターなど身近な場所で相談しやすい体制を強化します。

地区の相談窓口では、相談内容に関わらず、いったん受けとめて関係機関と内容を共有し、必要な支援につなげます。保健福祉分野に限らず幅広い課題に対応できるよう、地区担当保健師、地域包括支援センター職員、地区生活支援員、地区福祉ひろばコーディネーター、民生・児童委員等が連携して対応できる体制を推進します。

関係機関の連携を促進

初期相談や各分野の相談窓口で受けとめた相談内容について、まず相談者の話をよく聴き、課題を整理し、丁寧に適切な相談場所へつなげるような仕組みづくりを、包括的相談支援庁内推進チーム及び連絡会で進めます。

また相談を受ける職員等の対応力向上のため研修を行います。

分野ごとの相談支援と連携

高齢者・障がい者・子ども・生活困窮など分野別の相談支援体制により、住民の地域生活課題の把握に努め、それぞれの分野の庁内関係部署や関係機関と連携し、必要な支援につなげます。

分野別の担当のみでは対応が難しい複雑な課題に対しても、相談者の属性や世代、相談内容に関わらず受けとめ、他部署や関係機関と連携することで、本人に寄り添った伴走型支援を行います。

個別支援・伴走型支援体制の推進



多機関協働担当による個別ケースへの支援

担当部署で対応が難しい複雑化・複合化した案件やどこにもつながらないような案件については、担当部署から多機関協働担当に相談します。

これらの案件は支援会議を開催し、役割分担を調整してチームを編成し、支援を実施します。

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

ひきこもり、セルフネグレクトなど、支援が届かず孤立している個人・世帯に対しては、支援者が出向き、信頼関係をつくりながら寄り添いつながり続ける支援を行います。

施策の方向性

社会参加・地域づくりの支援



3



市民活動団体との連携の推進

「地域つながりづくり庁内支援チーム」及び市民活動団体からなる「地域つながりづくり関係者連絡会」を中心に、連携を強化し、地域共生を目指した地域づくりを推進します。

交流の場づくりの推進

高齢者・障がい者・子ども・生活困窮者などの縦割りにとらわれず、様々な活動を後押しし、人々の交流の機会を設けることで孤立を予防するとともに、地域の困りごとを発見し、早期の相談や支援につなげます。

社会参加の仕組みづくりの推進

誰もが、自分らしく社会に参加するきっかけをつくるため、企業・商店・農家等を活用した中間就労の場、多世代型・共生型のサロン、地域食堂・コミュニティカフェ等の居場所、住まいなども含めた多様な社会資源との連携を進めることで、一人ひとりにあった支援を行います。

また、定期的なフォローアップを行い、継続的に支援を行います。

福祉のまちづくり (地域共生社会) への支援



4

人権・福祉の意識啓発は、全ての世代が互いに支え合う意識を育み、偏見や差別のない多様性を尊重する地域社会を作る上での土台となるものです。人権・福祉に関わる学習と交流を進めることで、地域福祉の基盤を作り、多様性を育み、少数者を排除しない地域づくりにつなげます。



福祉のまちづくりの担い手の育成



5

課題の解決に向けた従来の助け合い活動も大切ですが、今後は、「自分のやりたいこと」から緩やかにつながり、共感を育てていくようなつながりづくりが大切です。地縁組織だけではなく、地域を超え、関心ごとや、やりたいことを中心とし、様々な主体（商店、企業、農業、法人、市民活動団体など）とつながり、そのつながりが、お互いを気に掛ける地域のセーフティネットになるような取り組みを推進します。

相談支援体制の充実状況や地域参加の広がりを継続的に検証します。

本計画に包含される主な計画

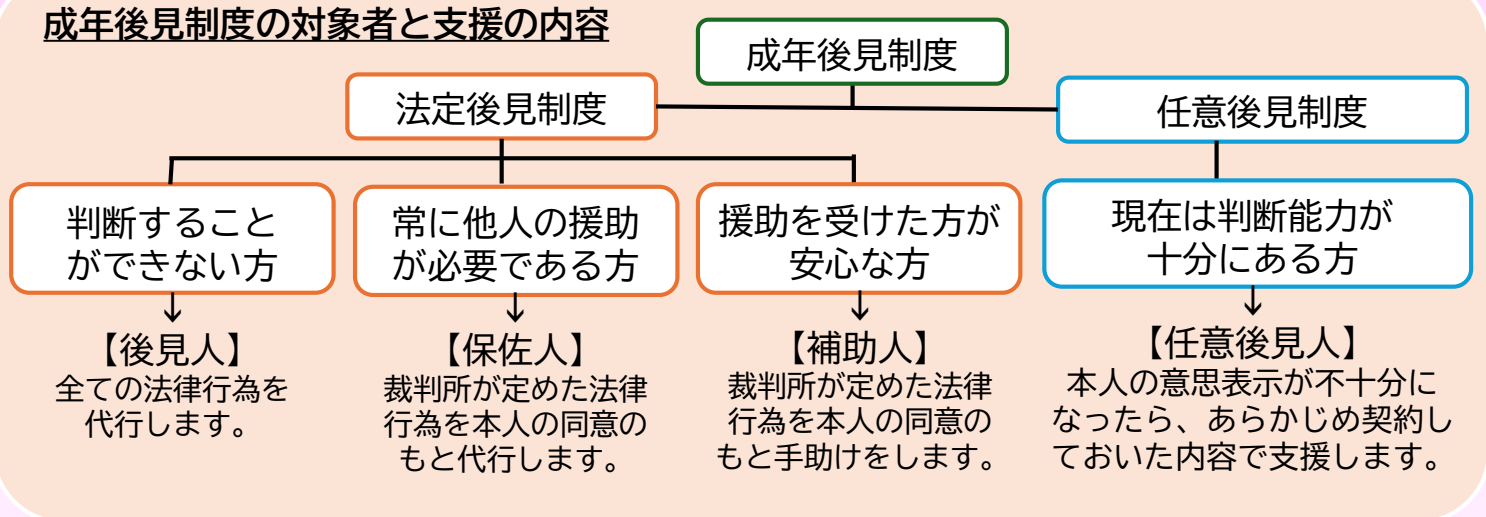
成年後見制度利用促進基本計画

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、財産管理や日常生活に支障がある人が、住み慣れた地域で尊厳を持って自分らしい生活を継続するために、本人の意思決定を尊重した「権利擁護」が適切に行われるよう包括的なチームでの相談支援体制を整備します。

また、「権利擁護」などの支援が必要な人が成年後見制度を適切に利用できるよう地域の各関係機関が連携する地域連携ネットワークの機能を強化します。

さらに、成年後見制度の担い手の育成・支援を行っていきます。

成年後見制度の対象者と支援の内容

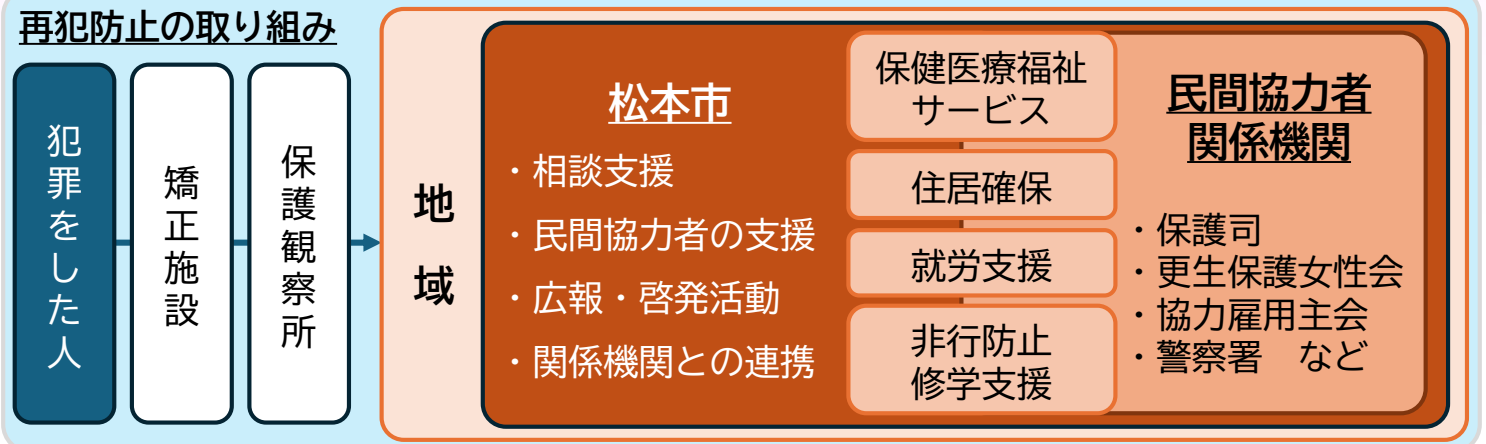


再犯防止推進計画

誰もが社会の一員として互いを尊重し、立ち直ろうとする人を支え、受け入れることのできる地域社会の実現を目指し、広報・啓発活動を推進します。

また、過去に犯罪をした者等が社会復帰した際には、関係機関との連携と相談支援などにより、生活基盤の安定を支援します。

再犯防止の取り組み



発行 : 松本市

編集 : 松本市健康福祉部福祉政策課

所在地 : 〒390-8620 松本市丸の内3番7号 市役所東庁舎 2階

Tel : 0263-34-3000 (代表) 34-3227 (直通)

Mail : fukusi-k@city.matsumoto.lg.jp

URL : <http://www.city.matsumoto.nagano.jp/>



松本市地域福祉計画
二次元コード

